

第1条（目的、適用範囲）

1. 三洋電機洋友会個人情報保護規程(以下「本規程」という)は、洋友会が、活動目的のために保有する洋友会会員の個人情報の取得、保管利用について必要事項を定め、洋友会の責務を明確にし、洋友会活動の推進を図りつつ個人情報の適切な保護を行うことを目的とする。
2. 本規程は、洋友会(洋友会を構成する洋友会会員、及び洋友会各種組織、並びに洋友会業務に従事する者を含む)に適用するものとする。

第2条（定 義）

本規程において、用語は次の通り定義するものとする。

- (1) 個人情報
洋友会事務局および各種組織が、活動目的のために取得、作成する資料において、洋友会会員および入会資格者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別(*)することができるものとする。
(*) 氏名、電話番号、生年月日、メールアドレス、顔写真、印、名刺.等
- (2) 個人情報データベース
前(1)項の個人情報を、検索可能な状態に体系的に構成(*)されたものとする。
(*) パソコンによるデータベース、各種リスト、名簿.等
- (3) 法
個人情報保護法
- (4) 洋友会会員
洋友会規約に定める会員
- (5) 洋友会各種組織
洋友会会員によって、組織された本部、全国各地区の洋友会内部組織

第3条（個人情報の利用目的、公表、目的外利用の禁止）

1. 洋友会が取得し保有する個人情報の利用目的は、以下の通りとする。
 - (1) 洋友会名簿の発行
年次発行の洋友会「会員名簿」に収載する個人情報の項目は、所属地区毎に、氏名、郵便番号、住所、電話番号、生年月日.等
 - (2) 個人情報データベースの維持・管理
パソコンによる個人情報データベース項目は、所属地区毎に、入会年月日、氏名、郵便番号、住所、Email、電話番号、生年月日、定年時所属部署、定年区分、退職年月.等
 - (3) 会報等出版物(電子媒体を含む、洋友会の活動目的に適うものに限る)の配付
 - (4) 洋友会の各種事業、行事の伝達等に関する書類等の配付
 - (5) 長寿祝の管理、各種お見舞い、弔事等の管理
 - (6) 洋友会会費他の収受管理
 - (7) 洋友会各種組織および会員個人(又はグループ)による洋友会活動の支援
 - (8) 洋友会への入会促進活動のための入会有資格者個人情報の提供
パソコンによる個人情報データベースの維持・管理の項目は、所属地区毎に、退職年月、入会年月日、氏名、電話番号、定年時所属部署、郵便番号、住所.等
 - (9) 洋友会への広報活動のための会員個人情報の提供
 - (10) 三洋電機グループ関係会社、労働組合、健康保険組合、企業年金基金、金融機関、国・官公庁・地方公共団体、業務委託契約締結先、及び提携先への活動支援のための会員個人情報の提供

2. 前1項に定める利用目的は、会報誌「洋友」、洋友会ホームページ、その他各種情報提供資料等によって公表する。また、前1項の利用目的を変更した場合も同様とする。
3. 前1項に定める目的以外で、取得または保有する個人情報を利用しない。但し、予め本人の同意を得た場合および法令の定めによる場合はこの限りではない。

第4条（個人情報の取得）

1. 洋友会が取得し保有する個人情報は、前条に定める利用目的のために必要な範囲に限るものとする。
2. 個人情報の取得は、次の何れかの方法による。
 - (1) 本人の同意に基づく「入会申込書」から書面または伝媒体による取得
 - (2) 本人からの口頭、書面または電子媒体の何れかによる取得
 - (3) 三洋電機グループ関係会社からの入手
 - (4) 洋友会が、その活動のために本人に対し付与、または作成したことによる取得
3. 前2項の方法により取得が、不可能または著しく困難な場合は、個人情報責任者が適切と認める方法によるものとする。
4. 個人情報を取得しようとする場合は、偽りその他不正な手段を用いてはならない。

第5条（個人情報管理責任者）

1. 洋友会は、以下に定める個人情報管理責任者を定め、個人情報の取得、利用、提供、維持のための管理を確実にする。
2. 洋友会に、個人情報総括管理責任者を置き洋友会本部会長がその任に当たるものとする。個人情報総括管理責任者は、事務局および洋友会各種組織管理者を指揮し、洋友会の個人情報管理を統括するものとする。
3. 洋友会事務局に、個人情報管理責任者をもうけるものとする。個人情報管理責任者は、洋友会各種組織管理管理者を指導または一緒になって、洋友会における個人情報の取得、利用、提供および維持のための管理を統括するものとする。
4. 洋友会各種組織は、個人情報の取得、利用、提供および維持の管理を確実にするために当該組織の洋友会各種組織管理責任者を設けるものとする。
5. 洋友会各種組織管理責任者は、当該組織に於ける個人情報の取得、利用、提供、維持のための管理統括するものとする。

第6条（個人情報の維持管理）

1. 洋友会(洋友会会員個人および洋友会各種組織を含む)は、個人情報の取得、利用、提供適切に管理すると共に、保有する個人情報の紛失、漏洩、不正使用、改竄等を防止し、またその正確さの維持に努めるものとする。
2. 個人情報管理責任者および洋友会各種組織管理責任者は、個人情報データベースに対する有資格者以外のアクセスを規制するために、適切な方法を講じるものとする。
3. 洋友会事務局における、個人情報の取得、利用、提供および維持管理のために、別途管理規則を定めて実施するものとする。

第7条（個人情報の提供）

1. 洋友会が保有する個人情報は、洋友会内外を問わず第3条に定める利用目的の範囲に限るものとする。
2. 前1項の規程に関わらず次の何れかに該当する場合は、洋友会が保有する個人情報を、洋友会内外を問わず必要な範囲において提供できるものとする。
 - (1) 予め本人の同意を得た場合
 - (2) 個人の生命、身体の安全、財産保護の為、緊急且つやむを得ないと認められる場合
 - (3) 法令の定めによる場合
 - (4) その他、個人情報総括管理責任者および各種組織管理責任者が必要と認めた場合

第8条（個人情報提供の管理）

1. 個人情報管理責任者は、それぞれの責任範囲において第7条に基く個人情報の提供を、適切に管理するものとする。
2. 事務局が保有する個人情報を、洋友会各種組織、会員個人、グループ、または三洋電機グループ各社に提供する場合において、個人情報管理責任者は、次の事項について確認できない場合は、その提供を行わないものとする。
 - (1) 個人情報の提供を受ける洋友会各種組織または会員個人(又はグループ)が、提供された個人情報の管理責任を明確にしていること。洋友会各種組織にあつては、洋友会各種組織管理責任者が定められていること
 - (2) 提供される個人情報の利用目的が、第3条に定める利用目的の範囲内であること
 - (3) 個人情報の提供を受ける洋友会組織、個人(又はグループ)が、当該個人情報によって、特定される本人から当該個人情報の訂正、利用停止の要求があつた場合は、正当な理由が無い限りそれに応じる責任を明確にしていること
 - (4) 上記(3)の規程による本人からの当該個人情報の訂正、利用停止の要求があつた場合、要求を受けた洋友会各種組織、会員個人(又はグループ)は、速やかにその事実および採られた処置を、個人情報管理責任者に報告することとしていること
3. 前2項の規定は、洋友会各種組織、会員(又はグループ)が、他の洋友会各種組織、会員(又はグループ)に、その保有する個人情報を提供する場合にも準用するものとする。
4. 入会有資格者に関して洋友会が保有する情報の提供は、提供を受ける本人が、次の事項について誓約する場合に限るものとする。
 - (1) 第三者への再提供の禁止を含め、提供された個人情報の機密を維持すること
 - (2) 第3条に定める利用目的の範囲以内でのみ利用すること
 - (3) 当該個人情報によって特定される本人から、当該個人情報の訂正、利用停止の要求があつた場合は、正当なりゆうは無い限り速やかにそれに応じること
 - (4) 当該個人情報によって特定される本人から、当該個人情報の訂正、利用停止の要求があつた場合は、その事実を個人情報管理責任者、または各種組織管理責任者に報告すること

第9条（三洋電機グループへの個人情報の提供）

1. 洋友会が、第3条1項(9)に定める利用目的のため、三洋電機グループに対する個人情報の提供は、第8条2項の定めに基づき原則として洋友会事務局が担当するものとする。
2. 洋友会は、前項の提供の都度、三洋電機グループの提供先それぞれと、文書による契約を取り交わすものとする。

第10条（個人情報取扱いの外部委託）

洋友会が、名簿発行、会報の発送等のため個人情報の取扱いを、外部委託業者に委託する場合は以下に従うものとする。

- (1) 個人情報の管理が、可能な適切な委託業者を選定する。
- (2) 提供する個人情報は、委託する業務遂行のために必要最小限のものに限定する。
- (3) 委託先での個人情報の管理に関して、下記事項を含む契約を書面を取り交わす。
 - ① 委託された個人情報の機密保持および保護
 - ② 再委託の制限または条件
 - ③ 委託された個人情報の機密保持および保護コピー制限
 - ④ 委託された個人情報の漏洩等の事故発生時の処置
 - ⑤ 委託業務終了時の個人情報の消去、及び個人情報を含む媒体の返却
 - ⑥ 上記①に係わる事故時の処置
 - ⑦ 違反時の処置

第11条（保有する個人情報の開示）

1. 洋友会は、保有する個人情報について、個人情報によって特定される当該本人から保有する個人情報について開示をもとめられた場合は、開示を求めてきた者が当該個人情報によって特定される本人であることを合理的、且つ適切な方法で確認した後に、合理的と認められる範囲内で個人情報を開示するものとする。
2. 前1項による開示を求める申し出先は、個人情報管理責任者および各種組織管理責任者の何れかを、当該個人情報を管理するものとする。
3. 前1項に定める当該本人であることの確認方法、及び開示を求めるために当該本人が提出しなければならない書面、開示のための料金は、別途洋友会が定めるものとする。

第12条（個人情報の訂正、利用停止）

1. 洋友会は、保有する個人情報について、当該個人情報によってとくていされる本人からデータの訂正、削除、利用停止を求められた場合は、訂正等を求めてきた会員が当該個人情報に該当する本人であることを合理的、且つ適切な方法で確認した後に、合理的と認められる範囲内で停滞なく処置を行うものとする。
2. 前1項の規程は、第8条2項(3)(4)、及び4項(3)(4)に定める個人情報の訂正、利用停止にも適用するものとする。

第13条（関係者の苦情等申立て、処理）

1. 洋友会は、保有する個人情報およびその取扱いについて、当該個人情報によって特定される本人から苦情を受けた場合、状況に応じて迅速且つ適切に対応を行なうものとする。
2. 前1項に定める苦情の申し出先は、事務局の個人情報管理責任者または各組織管理責任者の何れかが、当該個人情報を管理するものとする。
3. 洋友会各種組織および会員(又はグループ)は、前項に定める苦情を受けた場合、その内容と処置について、洋友会事務局の個人情報管理責任者または各組織管理者を通じて、個人情報総括管理責任者に報告するものとする。

第14条（違反に対する処置）

1. 洋友会において、本規程に定める事項に違反して、個人情報の利用目的以外に流用、提供、漏洩等があった場合、個人情報総括管理責任者は適切な処分を検討し実施するものとする。
2. 洋友会は、何人かが故意または過失によって、洋友会が保有する個人情報を不正に取扱い、洋友会に重大な損害を与えた場合、賠償請求、法的処置を含む適切な処置を講じるものとする。

第15条（本規程の見直し）

個人情報総括管理責任者は、第6条に定める個人情報の管理に関する事故、並びに第13条及び第14条に定める苦情、違反の情報を収集して、本規程の見直しを行なうものとする。

第16条（本規程の改廃）

本規程の改訂は、別途に設置する「個人情報保護委員会」の決議により決するものとする。

<付則>

本規程は、2005(H17)年10月1日より施行する。

<改訂>

本規程の改訂履歴は、本規程の下欄あるいは別紙に記載して管理する。